



福県医発第 54 号 (保)
平成15年 4月11日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険被保険者証の個人カード化について

茨城県並びに高知県の国民健康保険被保険者証の個人カード化につきまして、
福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員
各位への周知方よろしくお願い申し上げます。



(公印省略)

14国援第614号

平成15年3月27日

福岡県医師会長 殿

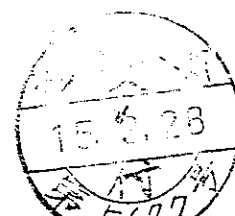
福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長

国民健康保険被保険者証の個人カード化について（通知）

標記の件について、茨城県並びに高知県から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。



厚 指 第 340 号

平成 15 年 3 月 6 日

各都道府県国民健康保険主管課長 殿

茨城県保健福祉部厚生指導課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証の個人カード化について

標記のことについて、茨城県内の全保険者において、15年4月1日から実施いたします。

つきましては、貴管内の保険医療機関等に対する情報提供についてご協力願います。

茨城県保健福祉部厚生指導課国民健康保険室

(担当：柿嶋)

TEL 029-301-3171

FAX 029-301-3179

Eメール koshi6@pref.ibaraki.jp

茨城県国民健康保険被保険者証の個人カード化について

平成15年3月6日

茨城県内の全保険者において、15年4月1日から被保険者証の個人カード化及び資格証明書の個人配付を実施いたします。

左端部分色調・・・ 一般：オレンジ色（TOY088 CF0120）、退職：緑色（TOY088 CF0286）

下地部分色調・・・ 紺（藍）色で素網10%

（縦 5.4 cm，横 8.6 cm）

《退職の場合》
該当年月日の右余白に、
（本人）又は（被扶養者）と
表記して識別

一部負担金は裏面に表記

隠し文字

退職 ⑤ こ く ほ こ く ほ	国民健康保険 有効期限 平成 年 月 日（迄）		被保険者証 番号	
	氏 名		性別	
	生 年 月 日	◎◎ 年 月 日	性 別	◎◎ 年 月 日（本人）
	生 年 月 日	◎◎ 年 月 日	性 別	◎◎ 年 月 日（本人）
	生 年 月 日	◎◎ 年 月 日	性 別	◎◎ 年 月 日（本人）
住 所 茨城県◎◎市		交付年月日 平成◎◎年 月 日 交付番号		
交付年月日 平成◎◎年 月 日		交付番号		67080010
交付年月日 平成◎◎年 月 日		交付番号		◎◎◎◎◎◎
交付年月日 平成◎◎年 月 日		交付番号		◎◎◎◎◎◎
交付年月日 平成◎◎年 月 日		交付番号		◎◎◎◎◎◎

※ 大体のイメージとして作成したものですので、実際のレイアウトと異なる場合もあります。（保険者の委託電算会社によっても異なります。）

※ 提示された被保険者証等に疑義がある場合は、各保険者へ照会するようお願いいたします。

茨城県保健福祉部厚生指導課
国民健康保険室
（TEL 029-301-3171）

14高国福第1776号

平成15年3月10日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

高知県健康福祉部国保福祉指導課長

(公 印 省 略)

国民健康保険被保険者証のカード様式化について

早春の候、貴職におかれましてはますます御清栄のことと存じます。

さて、この度、本県の国民健康保険の各保険者（県下53市町村及び高知県医師国保組合）におきまして、当該被保険者証を平成15年度の更新分から、一人一枚のカード様式とすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、その概要につきましては、別添参考資料を同封いたしましたので、関係機関への周知などにつきまして、よろしくお願いいたします。

国民健康保険被保険者証カード様式の実施について

1 概要及び目的

保険証の交付は、国民健康保険法施行規則の改正により、平成13年4月から従来の世帯単位に1枚の交付から被保険者個人単位に1枚のカード様式により交付することができるようになった。

高知県では、被保険者の利便性を図るため、高知県下全53市町村及び高知県医師国保組合が、平成15年度より国民健康保険被保険者証を、1世帯1枚から1人1枚のカード様式で交付することとした。

3 実施時期

平成15年4月1日（保険証更新日）、有効期間は1年とし、県下統一して毎年、色を変更して更新する。

4 カード様式保険証の規格等

縦5.4cm・横8.6cmのカードサイズ。紙＋ペットフィルムの二層式

5 被保険者数（平成14年12月末現在）

市町村：173, 547世帯、327, 079人

医師国保組合（組合員）：1, 495人

6 変更に至った経過

保険証は、従来1世帯1枚が原則であったが、「仕事先等で急病になり病院に行く場合」や「親子や夫婦（特に高齢者）が同じ日に別の病院に行く場合」、また「旅行先で急病になった場合」などのケースでは病院へ保険証の提示ができないため、不便であるとの指摘があり1人1枚の保険証の要望が多かった。そうした中、県下で一番多くの被保険者を擁する高知市からカード様式に向け早期実現の提案があり、県下全市町村、高知県医師国保組合及び高知県国民健康保険団体連合会で協議した結果、カード様式による保険証を平成15年度から実施することとした。

9 ICカード化について

ICカード化（高機能カード化）については、「医療機関の体制整備」、「被用者保険者の動向」、「被保険者の意識」、「コスト」などを注視し、入力情報等については慎重に検討していく必要があるため、今後の検討課題とし、当面は1人1枚化の利便性を優先し、実施する。

10 保険証の作成及び送付

保険証の作成に当たっては、高知市は独自電算処理によって作成し3月末までに従来どおり被保険者（世帯主）に一括で交付する。また、高知市を除く53保険者は国保連合会の共同電算処理によって作成し、その後、3月14日頃に各保険者の手元に渡し、被保険者へは各市町村及び高知県医師国保組合から3月末までに従来どおり世帯主（組合員）に一括で交付する。

〒

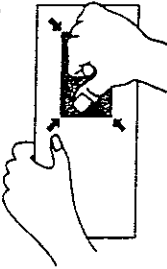
住所

氏名

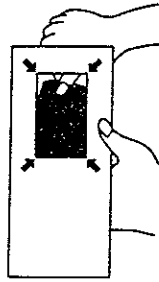
様

抜き取り方

- ① 朱印のAカ所を図のように一カ所ずつ押して切れ目を入れてください。



- ② 切れ目の部分からゆっくりと下へ抜き取ってください。



国民健康保険
被保険者証

有効期限
記号番号

氏名

性別

見本

生 年 月 日
資格取得年月日
交 付 年 月 日
世帯主名
住所

保険者番号

※ご注意 けって矢印部分からめくらないでください。

この証の交付を受けた時は、大切に保管してください。

注 意 事 項

1. 保険証を交付する時について診察を受けたときは、必ずこの証を（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は満期年齢時を満えて）その窓口で返してください。なお、老人保健の医療を受けることのできる方は、老人保健の医療手帳に、この証を添えてください。
2. 診察を受けるときに支払う金額は、3歳の誕生日の属する月（誕生日が月の初日である場合はその翌月）以後の場合は、保険料の適用（入会時の任意に属する月を除く。）の属する月となります。また、70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の場合は、保険料の適用に示す割合となります。3. 保険料等の減額がなくなったとき又は減額が適用されなくなる場合は、減額が適用されたときから、直ちにこの証を市町村に返してください。また、返却の届出をする際には、この証を添えてください。
4. この証の有効期限に満了があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
5. 不正にこの証を使用した者は、罰金により罰せられる場合があります。

特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、この証を返還していただくことがあります。また、特別の事情がないのに滞り期間から1年滞り通しても保険料（税）を滞納している場合は、この証を返還していただきます。